

入学準備金及び補助金の入学前支給のお知らせ

墨田区では、令和5年4月に小学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、以下の対象となる保護者の方に就学援助の入学準備金（新入学児童学用品費）及び補助金をご入学前の2月に支給します。今回は物価高騰分として就学援助の入学準備金と合わせて補助金も支給します。ご希望の方は以下のとおり、お申込みください。

対象となる方

◎以下の条件にすべて該当する方

- 令和5年2月1日現在で墨田区に居住し、令和5年4月に小学校へ入学予定の方
- 「令和4年度就学援助制度」の準要保護認定基準に該当する方

※インターナショナルスクール・フリースクール等に入学予定の方は対象外です。

※特別支援学校に入学予定の方は就学援助制度の対象外です（別制度があります）。

兄弟がすでに小学校又は中学校に在籍し、「令和4年度就学援助」を申請して「認定」されている方も、

申込みが『必要』です。

同封の『令和4年度就学援助費（入学準備金）受給申請書兼入学準備金物価高騰分補助金交付申請書・請求書・口座振替依頼書』を提出してください。

支給額等

- 支給額：就学援助入学準備金51,060円＋物価高騰分補助金2,042円
- 支給期：令和5年2月末
- 支給方法：申請書に記入いただいた口座に振込みます。

申込方法等

- 申込方法の詳細は、裏面をご覧ください。
- **提出期限：令和5年1月13日（金）（消印有効）**
- 審査のうえ「認定」または「否認定」を決定し、令和5年2月中旬に郵送で通知します。

注意事項

- 「令和5年度就学援助」をご希望の場合は、別途、申請手続きが必要です。入学後に申請書を配付しますので、忘れずに手続きをしてください。
- 今回、提出漏れや、審査結果で「否認定」となった方でも、「令和5年度就学援助」で「準要保護」と認定（4月1日認定者のみ）された場合は、令和5年7月末頃に支給します。
- 入学準備金の支給は、新入学時の1回限りとなります。
- 令和5年2月2日以降に転出をされた場合、本区で支給を行った旨を転出先の自治体へ通知いたします。また、転入された方で、転入前の自治体で支給されている場合は支給対象外です。

問合せ先

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当（墨田区役所11階）
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話：03(5608)6303 / FAX：03(5608)6411
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

入学準備金及び補助金の申込方法

申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて同封の返信用封筒(切手不要)により郵送でご提出ください。(直接、提出場所への持込みも可)

- 1 提出書類 『令和4年度就学援助費(入学準備金)受給申請書兼入学準備金物価高騰分補助金交付申請書・請求書・口座振替依頼書』
 ※申請書は世帯で1枚提出してください。
 ※通帳のコピーを申請書の裏面にのり付けしてください。(申請者全員)
 ※わからないことがありましたら、表面の問合せ先までご連絡ください。
- 2 提出場所 学務課事務担当(墨田区役所11階)
- 3 必要書類の添付 ※申請理由により以下の書類を添付してください。

申請理由(世帯状況)	添付書類(コピー可)	
①生活保護の停止または廃止を受けた	生活保護停止(廃止)証明書(福祉事務所発行)	
②国民年金保険料の免除を承認されている	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	
②児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書(最新のもの) ※児童手当・児童育成手当・特別児童扶養手当とは異なります。	
②住民税が非課税または減免されている ③経済的な事情で援助を必要としている (世帯の所得額が生活保護基準に準ずる程度の方) ※所得とは、生計を同一にしている者全員の所得(「給与所得控除後の額」または「年間収入金額から必要経費を引いた額」及びその他の収入)の合算額とする。	令和4年1月1日に墨田区に住民登録がある方	添付書類は不要です。 ※ただし、令和4年度(3年分)住民税が未申告の方は、審査ができませんので、申告手続きが必要です。(収入が無くても必要となります)
	令和4年1月2日以降に墨田区に転入された方	令和3年中の所得に関する証明書 「住民税課税・非課税証明書」・「所得証明書」など所得金額・扶養の情報の記載のある証明書(自治体で発行、自治体によって名称が異なる場合があります) ※令和4年1月1日に住民登録のあった区市町村の税務担当課から交付を受けてください。 同一世帯の方に扶養されている方を除く、同一世帯の全員分の証明書が必要となります。

◎審査に必要な書類が不足している場合は、追加の書類の提出を求められることがあります。また、住民税(区民税)の未申告又は必要書類の提出がない場合は「否認定」となります。
 ◎審査で用いる基準は、「令和4年度就学援助」の基準となります。

令和4年度 就学援助 認定基準額例			
世帯人員	世帯全員の年間総所得	世帯人員	世帯全員の年間総所得
2人	3,260,000円以下	5人	4,610,000円以下
3人	3,450,000円以下	6人	5,040,000円以下
4人	3,790,000円以下		

(注意) 1 表は目安であり、世帯構成・年齢などで異なります。
 2 所得とは、給与所得の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の額」を、事業所得の場合は確定申告書の「所得金額合計(必要経費差引後の額)」をいいます。
 3 表は「令和4年度就学援助」支給にあたっての基準額の目安となるため、「令和5年度就学援助」では基準額が異なる場合があります。